

# 学都仙台単位互換ネットワークに関する協定に基づく授業科目の履修準則

## (趣旨)

第1条 この準則は、宮城大学の学生（以下「学生」という。）が宮城大学他学群・他学類履修及び他大学等履修に関する実施要綱（以下「他大学等履修要綱」という。）第5条第5項に基づき、学都仙台単位互換ネットワークに関する協定に基づく授業科目の履修（以下「学都仙台履修」という。）を行う場合について、必要な事項を定める。

## (申請)

第2条 学都仙台履修を希望する学生は、他大学等履修要綱第4条第1項に規定する他大学等履修に関する承認申請書のほか、別紙共通様式第1号により、単位互換学生（特別聴講学生）願書を別途定める期日までに学長に提出しなければならない。

## (学生への通知)

第3条 学長は、学生から前項に規定する申請書の提出があったときは、学都仙台単位互換ネットワークに関する協定書に基づき、受入れ大学に所定の手続きを行う。

2 学長は、受入れ大学より受入決定通知書を受領した時は、他大学等履修要綱で定める別紙様式第4号により、学生に速やかにその結果を通知するものとする。

3 学生は、前項の通知により受入れ大学より認められたときは、他大学等の定めるところにより、当該他大学等における授業科目の履修登録手続きを行うものとする。

## (受入れ大学による学生の成績評価の通知)

第4条 学長は、受入れ大学からの成績通知書を受領した場合、別紙様式第1号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

## (学都仙台履修により修得した単位の認定等)

第5条 学都仙台履修により修得した単位の認定、本学開講科目への振替の可否、卒業要件算入の可否及び成績証明における標記については、他大学等履修要綱第5条、第7条及び第8条の定めによる。

## 附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続き在籍するもの（施行日以後に当該学部転入学、編入学又は再入学したものを含む。）については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

単位互換学生（特別聴講学生）願書

平成 年 月 日

宮城大学 学長 殿

私は、学都仙台単位互換ネットワークに関する協定に基づき、下記のとおり科目履修を希望します。

所属大学学籍番号	フリガナ				男・女
	氏名	印			
入学年度	平成	年度	生年月日	平成	年 月 日
所属大学・学群	宮城大学		学群		
学科・専攻等	学科（		専攻）	年次	
現住所等	〒				
	電話				
	携帯				
	E-mail				
出願大学名等	大学		学部	学科	
履修科目名等	授業科目名	担当教員	開講学期等		
			期	曜日	校時
志願する理由					

（受入れ大学使用欄）

宮 城 大 第 号  
平 成 年 月 日

## 成 績 通 知 書

（学 籍 番 号）  
学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

学都仙台単位互換ネットワークに係る履修科目の成績について、受入れ大学の成績評価に基づき、下記（別紙）のとおり通知します。

### 記

受入れ大学	履修科目	担当教員	開講 年度	開講 期	素点	評価	単位数

（※受入れ大学の評定基準等がある場合は別途通知）